各 位

会 社 名 ニッコー株式会社 代表者名 代表取締役社長 三谷 明子 (コード番号 5 3 4 3 名証メイン) 問合せ先 取締役サービス本部長 布川 一哉 (TEL. 0 7 6 - 2 7 6 - 2 1 2 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022 年 6 月 24 日開催予定の第 97 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

	(1 / 版
現行定款	変更案
第15条(株主総会参考書類等のインターネッ	(削除)
ト開示とみなし提供)	
当会社は、株主総会の招集に際し、株主	
総会参考書類、事業報告、計算書類および連	
結計算書類に記載または表示すべき事項に係	
る情報を、法務省令に定めるところに従いイ	
ンターネットを利用する方法で開示すること	
により、株主に対して提供したものとみなす	
ことができる。	
(新設)	第 15 条 (電子提供措置等)
	1.当会社は、株主総会の招集に際し、株主
	総会参考書類等の内容である情報につい
	て、電子提供措置をとるものとする。
	2.当会社は、電子提供措置をとる事項のう
	ち法務省令で定めるものの全部または―
	部について、議決権の基準日までに書面
	交付請求した株主に対して交付する書面
	に記載しないことができる。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	_(附則)_
	1.現行定款第15条(株主総会参考書類等の
	インターネット開示とみなし提供)の削
	除および変更案第15条 (電子提供措置等)
	の新設は、会社法の一部を改正する法律
	(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし
	書きに規定する改正規定の施行の日 (以
	下「施行日」という)から効力を生ずる
	<u>ものとする。</u>
	2.前項の規定にかかわらず、施行日から6
	か月以内の日を株主総会の日とする株主
	総会については、現行定款第15条はなお
	効力を有する。
	3.本附則は、施行日から6か月を経過した
	日または前項の株主総会の日から3か月
	を経過した日のいずれか遅い日後にこれ_
	<u>を削除する。</u>

- (3) 効力発生日 2022年6月24日(金)
- 2. その他

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月24日(金) 定款変更の効力発生日

2022年6月24日(金)

以上